

総合支援資金特例貸付の【延長貸付】について

1 延長貸付となる方

原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により、なおも生活困窮の状況が続く方は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けられることで対象になります。

※延長申請は1回までです。

2 延長貸付の期間

当初貸付期間	延長貸付期間
4～6月分	7～9月分
5～7月分	8～10月分
6～8月分	9～11月分
7～9月分	10～12月分
8～10月分	11～1月分
9～11月分	12～2月分
10～12月分	1～3月分
11～1月分	延長不可
12～2月分	延長不可

※12月までに当初の借入れが3ヵ月間に満たない方や、当初の借入期間が1月以降まで及ぶ方の貸付期間の延長はできません。

3 申請書類

- 1 総合支援資金特例貸付【延長貸付】申込書
- 2 総合支援資金特例貸付【延長貸付】借用書
- 3 総合支援資金特例貸付 延長貸付にかかる状況確認シートの写し

※状況確認シートは自立相談支援機関が支援決定を行ったことがわかるもの

◎申請書様式については、下記いずれかの方法で取得ください。

- ① 熊本県社協ホームページ(下記リンク先)からダウンロードする。
- ② 熊本市自立支援センター(中央・東・南)での面談時、取得する。

※【延長貸付】の申請には、生活自立支援センターでの面談が必須になります。

【熊本県社会福祉協議会ホームページ】 新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ (外部リンク)

http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kiji/pub/detail.asp?c_id=16&id=1395&type=top

4 申請方法及び郵送先

原則、郵送による申請受付とさせていただきます。

《郵送先》

〒860-0004

熊本県中央区新町2丁目4-27 熊本市社会福祉協議会 総合相談センター

5 お問合せ先

特例貸付専用ダイヤル 096-324-5511

月～金 10:00～16:00（祝日を除く）